

平成 22 年度
名護市教育委員会重点施策

名護市教育委員会

平成 22 年 2 月 9 日 承認

目次

I	はじめに	1
II	教育委員会の全体的な重点課題	2
III	重点施策	3
第1	教育行政	3
第2	学校教育	4
第3	社会教育	7
第4	青少年健全育成	9
第5	文化行政	11
第6	社会体育	14
第7	教育施設	16
第8	中央公民館	17
第9	中央図書館	19
第10	博物館	21
第11	市民会館	23

I はじめに

本市の教育を取り巻く環境は、児童生徒の学力低下や不登校・事件事故やいじめ等の問題行動、教育施設の老朽化等に加え、外国語活動やキャリア教育及び特別支援教育等の教育テーマへの対応、ネット社会における新たな教育課題等が山積するなか、いわゆるフリーターやニートという社会問題も生じており、厳しい状況にあります。

国内にあっては、教育基本法及び教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正と学習指導要領の改訂による新学習指導要領の移行措置（平成 23 年度小学校、平成 24 年度中学校完全実施）が実施されるとともに、教員免許更新制度や全国学力・学習状況調査の見直し、教職員定数の改善、高等学校就学支援等教育の充実のための環境は大きく変化している状況にあります。

本市においては、こうした変化への対応に加え、子ども理解のための指導・支援カルテの見直しや平成 24 年度に開校を予定している二見以北における小中一貫教育校の取り組み並びに学校における情報通信技術（ICT）環境の整備と積極的活用について緊要な課題として取り組みを行っていく必要があります。

さらに、学力・体力向上や就学前の子どもに対する施策展開、平成 22 年度全国高校総合体育大会への取り組み、新博物館の建設、昨年 6 月に国指定重要文化財となった「津嘉山酒造所」の保存や「ひんぷんガジュマル」の風倒対策、老朽校舎の改築等についても早急に取り組む必要があります。

名護市では、平成 21 年 3 月に「第 4 次名護市総合計画」を策定し、本市の将来像の実現に向けた長期的な方向を示すとともに、名護市教育委員会では、平成 21 年 7 月に「第 4 次名護市総合計画」を踏まえて「名護市教育基本計画」を策定し、21 年度から平成 25 年度まで具体的な政策を示しました。

平成 22 年度重点施策においては、「第 4 次名護市総合計画」、「名護市教育基本計画」及び「平成 22 年度名護市重点施策」との整合のもと、教育委員会の役割・使命を再確認した上で、子どもを主体にした教育の本質を見つめ直し、最も恵まれた教育・学習環境を提供していくことを基本的な目標として、名護市教育委員会として重点的に取り組む施策について取りまとめました。

平成 22 年度は、このような基本方針に基づき、次の施策を重点的に取り組んでまいります。

II 教育委員会の全体的な重点課題

本市教育委員会では、教育に関する数々の課題を抱えているが、特に次に掲げる重点課題の解決に向け、教育委員会総力を挙げ取り組んでいく必要がある。

- (1) 学力・体力向上の推進
- (2) 二見以北地域の学校において再び複式学級に陥ることのないよう、小中一貫教育など特色ある学校づくり
- (3) 情報通信技術（ICT）環境の整備及び活用の推進
- (4) 幼稚園・保育所（園）の制度にとらわれることなく名護市全体の就学前の子どもたちの総合的な視点からの施策展開
- (5) 複式学級の課題解消を図るため、保護者及び地域への周知、合意形成
- (6) 学校支援地域本部事業の推進
- (7) 重要文化財「津嘉山酒造所施設」修復保存・活用計画の推進
- (8) 国指定天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」風倒対策の実施
- (9) 名護市史刊行計画の見直し
- (10) 平成 22 年度全国高等学校総合体育大会沖縄県大会の推進
- (11) 老朽化した校舎等の解消
- (12) 新博物館建設の推進

Ⅲ 重点施策

第1 教育行政

1 目標

各施策の実現に向けての体制の充実

2 基本方針

教育基本計画（平成21年7月1日策定）の基本理念及び基本計画などを基本に、教育委員会の全体的な重点課題等も踏まえつつ、各重点施策の実現に向けた必要な諸条件の整備充実を図る。

3 重点施策

平成22年度名護市教育委員会重点施策の実現に向けその環境を整えるため、次のことについて重点的に取り組む。

(1) 平成22年度の重点課題に対応する組織・人事の充実

- ① 小中一貫教育校に向け、準備体制を整える。
- ② 就学前の教育環境を整えるための組織について検討する。
- ③ 人事の活性を図る観点から教育委員会内部を問わず、市長部局との人事交流の積極的な推進に努める。
- ④ 研修体制の構築を図るため、幼稚園指導主事を配置する。
- ⑤ 本年度開催の平成22年全国高校総体の実施に向けて体制を整える。
- ⑥ 新博物館建設に向けての準備体制を整える。

(2) 教育環境の整備

- ① 学校管理予算について、各学校長の裁量で執行できる「枠配分予算」の措置を含め、効率的な予算執行に努める。
- ② 新学習指導要領の完全実施に向けた備品等の整備及び有効活用を推進するため、学校備品の情報共有化に取り組む。
- ③ デジタルテレビ、電子黒板及び教師用パソコンの設置等を推進し、情報通信技術（ICT）環境の整備に取り組む。
- ④ 幼稚園園舎を保育所保育室等、就学前教育施設としての有効活用を推進する。

(3) 学校給食の充実

地産地消の推進に向け、学校給食センターからの情報提供及び関係者との連携に取り組む。

第2 学校教育

1 目標

基本的な生活習慣の形成を基盤とした、生きる力をはぐくむ教育
—確かな学力・豊かな心の育成を目指して—

2 基本方針

学校における中心的な取り組みとして、幼児児童生徒一人一人の個性を生かした教育を引き続き推進するとともに、体験活動を重視し、地域の自然・歴史・文化を幅広く取り入れるなど学校の創意工夫を生かし、大事なこと、大切なものをしっかりと伝えていける弾力的な教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開する。

そのためにも、管理職にある者は、確固たる教育理念と教育方針をもち、教職員一人一人の長所を束ねて信頼してまかせられる組織を確立し学校経営に努めること。また、教職員は、常に自己研鑽に励み豊かな人間性と確かな指導力を身に付けるよう全力で取り組まなければならない。

教育委員会としては、学校現場における取り組みや様々な課題に対する支援策として、情報通信技術（ICT）環境の整備と充実を図り、それを活用した教育を推進し、幼児児童生徒の興味・関心や学ぶ意欲などを引き出し「参加する授業」及び「わかる授業」づくりのさらなる工夫・改善につながる支援を行う。

また、引き続き指導主事をはじめとした委員会事務局による学校訪問等における指導・支援活動をいっそう充実させることと、教育研究所と一体となった教職員研修を積極的に実施し資質能力の向上に努めるとともに、幼児児童生徒だけでなく、保護者や教職員も対象にした教育相談業務の充実を図る。

さらに、新幼稚園教育要領の完全実施や新学習指導要領完全実施に伴う移行措置期間中の教育課程編成等に十分配慮し、学習内容の未履修（いわゆる「学び残し」）が生じないよう、指導・支援を充実させることと、平成24年度に開校予定の二見以北における小中一貫教育校に向けて取り組んでいく。

3 重点施策

学校、家庭、地域社会における基本的な生活習慣の形成を基盤として、確かな学力の定着を図るとともに、安全で安心して学ぶことのできる教育環境の中で、自他の生命を尊重するとともに、他者を思いやることのできる豊かな人間性を身につけさせ、一人一人の個性や能力の伸長に向けて、以下の重点施策を掲げ、学校教育の充実を図る。

(1) 確かな学力を身に付けさせる教育の推進

基礎的・基本的事項を確実に定着させ、確かな学力の向上を図るとともに、自ら学び、自ら考え、自ら問題を解決する能力等の生きる力の育成を

図る。

- ① 教職員の資質向上を目的として課題を明確にした研修会の実施
- ② 学校単位で行われる公開授業等の情報提供
- ③ 学習指導支援者の継続配置とその有効な活用
- ④ 小学校外国語活動完全実施に向けた研修の充実
- ⑤ 市学力向上対策委員会の取組の充実と学校訪問等の工夫
- ⑥ 市指定研究校等の取組に関する支援と研究成果の普及

(2) 幼児児童生徒理解に基づく教育の推進

すべての学校教育活動の基盤となる学級経営を充実させるとともに、幼児児童生徒にとって存在感や所属感を味わうことができるような個性を大切に教育を展開する。また、不登校や問題行動等の諸課題へ、学級担任をはじめすべての教職員が積極的にかかわる生徒指導体制を確立する。

- ① 教育相談業務の改善・充実と児童家庭相談員との連携
- ② 幼児児童生徒の日常的な諸課題に対する予防・解決のための関係機関との行動連携（中学校区ごとのネットワークづくりの推進・充実と「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進）
- ③ 適応指導教室（あけみお・ていーだ）を中心とした不登校児童生徒への支援の推進
- ④ 生徒指導支援者の継続配置とその有効な活用

(3) 自立や社会参加するための基礎を培う教育の推進

障がいのある幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するための基盤となる生きる力の育成を図る。

- ① 特別支援教育支援者等の配置
- ② 就学指導体制の整備及び特別支援コーディネーターを中心とした校内委員会への支援体制の確立
- ③ 特別支援教室「とうや」の活動充実及び学校現場での「学級とうや」の積極的な開催

(4) 心豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

生命の尊重や他人への思いやり、感動する心等の豊かな心をはぐくむ道徳教育、人権・平和教育の充実に努める。

- ① 道徳の時間と他の教育活動との関連を明確にし、「六論のこころ」を生かした道徳授業の充実
- ② 命のつながりをはぐくみ、心に響く人権・平和教育の充実

(5) 小中一貫教育校の取り組み

平成 24 年度に開校予定の二見以北における小中一貫教育校に向けて、名護市小中一貫教育推進市民懇話会の提言を基に取り組んでいく。

- ① 地域資源等を生かした 9 カ年間の特色ある教育課程編成の研究
- ② 開校までの学校間、教師間、教科間など小中連携のあり方の研究

- (6) 国際化社会に対応できる人材の育成
「小さな世界都市 名護」の将来を担う、国際感覚とコミュニケーションの能力を備えた人材の育成を図る。
- ① 望ましい言語環境の下での教育活動の展開
 - ② 中学生海外短期留学派遣事業の継続
- (7) ICT環境の整備とそれを活用した教育の推進
- ① デジタルテレビ、電子黒板及び教職員用パソコンの設置等を推進し、情報通信技術（ICT）環境の整備・充実を図る。
 - ② 「参加する授業」及び「わかる授業」づくりのさらなる工夫・改善を図るとともに、児童生徒の興味関心を向上させ、また、集中力や学習意欲の向上につながる支援を推進する。
 - ③ 事務処理等の効率化で教職員の負担軽減を図る。
- (8) 就学前教育の実践的研修の推進
- ① 情報通信技術（ICT）を活用した事務処理等の効率化を図る研修
 - ② 幼稚園教育における学校給食の推進に係る研修
 - ③ 保育所との連携研修
 - ④ 新幼稚園教育要領の完全実施に係る研修

第3 社会教育

1 目標

家庭・地域の教育力の活性化

2 基本方針

社会教育の課題は、市民一人一人が日常の生活を通じて豊かな人間性をはぐくみ、地域の連帯意識を高め、人づくり、まちづくりの意識を高めていくための支援をすることである。学校教育と一層の連携を深めながら、家庭・地域の教育力の向上を目指し、社会教育を積極的に推進する。

3 重点施策

地域社会全体で子どもを守りはぐくむことを基本目標にして、地域コミュニティの教育力が再認識されている今日、基本的な方針として、地域に根ざし日常生活の中で経常的に展開していける住民活動の仕組み及びネットワークづくりを重点的に進めていく。

また、引き続き地域の教育力を活性化させる社会教育を進めていく。

(1) 社会教育団体（婦人会・青年会・子ども会等）の活動支援

婦人会・青年会・子ども会活動の支援のために補助金交付や団体の求めに応じた協力を引き続き行う。

また、組織内強化・連携を目的として組織内交流を支援するとともに、それぞれの活動を積極的に広報する。

青年会活動に関して、平成21年7月に設立された「名護市青年ネットワーク連合会」への支援、また各青年団体の育成と定着を目指し、支援する。また、「名護市青年ネットワーク連合会」を中心に、青年を対象にした研修会、交流会、講演会等を通して、各団体が相互に連携し活動できるよう、青年の意識向上に努め、地域社会の発展を目指し支援していく。

(2) 学校支援地域本部事業の実施

学校・家庭・地域が連携し、地域ボランティアによる学校支援活動（学習の支援、部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援等）を推進する「学校支援地域本部事業」を、引き続き実施し検証を行う。

(3) 放課後の子どもの居場所づくり

地域の中で安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちへの学習支援・スポーツ・体験活動の場づくりを行う。

① 子供たちの安心・安全な居場所づくりのため、小学校の余裕教室で実施する「子ども教室」及び、地域公民館や団地の集会所で実施する「子どもの家」で、「放課後子ども教室」を実施する。

② 「放課後子ども教室」の実施に当たっては、コーディネーターを配置し、学校・保護者・地域の協力者との連絡調整を行う。

(4) 社会教育活動の広報

現在行っている社会教育だより「心」や名護市広報「市民のひろば」を利用し、広報活動を継続するとともにホームページ上での広報活動にも力を入れる。特に今後は地域における異世代交流の取組等地域のうまくいっている活動事例を取り上げていく。

また、名護市の社会教育の課題等に関する講習会、研修会等を関係機関・団体と協力して開催するよう努めます。

(5) 地域公民館（コミュニティ施設）の管理・支援の充実

利用状況報告書の統一化を図るために地域公民館の書記等を対象に研修会を開催します。特に本年 11 月には、九州地区公民館研究大会が本県で開催され、積極的な参加を通じて公民館活動の活性化に努めます。また、各区発行の広報誌の収集も継続していきます。

そして、助成事業を活用し、地域活動充実のために支援を行います。

(6) 生涯学習情報の提供

サークル団体情報を年度毎に発行し、その情報をホームページでも公開します。また、生涯学習ボランティアの認定証交付を定期的に行い、生涯学習への取り組みを支援するとともに、地域住民の技能等を生かしたボランティアによる学校支援体制の充実を図ります。

(7) 社会教育関連機関・施設のネットワークの強化

社会教育関連機関・施設の連携、情報共有を図るため、引き続き定期的な会議を開催します。北部生涯学習推進センター、ネオパーク、GODAC（国際海洋環境情報センター）等市域の生涯学習関連施設へも参加を呼びかけます。

第4 青少年健全育成

1 目標

青少年の健全育成の推進

2 基本方針

地域・学校と連携して、名護市の将来を担う青少年の心身の健全な育成を図る。

3 重点施策

「名護市青少年健全育成基本計画」の見直しについては、平成21年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえ、沖縄県や他市町村の動向、本市の青少年問題状況を勘案しながら、検討する。

また、「少年の船」事業の実施のほか、体験学習を中心としたジュニアリーダーの育成及び指導者の育成に努める。

それから、名護市・館林市の児童交流事業については、子ども連絡協議会等を中心として、交流等の促進を図るよう努める。

引き続き、名護市青少年育成協議会を中心に関係団体との連携を図り、夜間街頭指導等、教育環境の整備活動を行う。

(1) 少年の船事業

- ① 「少年の船」事業では、体験学習を重視したプログラムを組み、名護博物館、県立青年の家、市子ども会育成連絡協議会等の類似の目的を持つ団体と共催・連携した取組を推進する。
- ② 「少年の船」事業の今後について検討する。

(2) ジュニアリーダー・指導者の育成

- ① 「少年の船」修了後も名護市の青少年関係の事業に参加を呼びかけてメンバーが活躍できる場を提供する。
- ② 名護市子ども会育成連絡協議会のジュニアリーダー育成、学校のリーダー研修会との連携を図る。
- ③ 指導者研修会を通し、育成者、指導者の養成確保に努める。
- ④ 広報活動として、子ども新聞（年3回）を発行します。

(3) 青少年対策

- ① 名護市青少年健全育成基本計画の見直しについて、引き続き検討する。
- ② 子どもたちの安全を確保するために、青少年育成協議会を中心に地域を基盤とした安全パトロール、夜間街頭指導活動を引き続き行う。

(4) 学校教育との連携

- ① 文部科学省の補助事業である学校支援地域本部事業及び放課後子ども教室事業について、引き続き学校教育と連携を図る。
- ② 青少年の問題行動を未然に防ぐため、学校教育と連携を図り、青少年

に対する相談、指導、環境整備、研修等の充実を図る。

(5) 成人式典の開催

- ① 成人に達したことを社会的に認知し、今後の名護市を担う青年たちの新しい門出を祝福し激励する趣旨で、年々工夫を重ね式典を充実させる。
- ② 新成人からスタッフを募集し、式典及びアトラクションの企画を行う。アトラクションは新成人の進行とする。

第5 文化行政

1 目標

個性豊かな文化の創造

2 基本方針

現代、市民の意識は社会資本の量的な充足に伴い、その質の向上や歴史・自然環境の保全といったゆとりや潤いを求めるようになった。自然観察会や登山、塩作り体験やバーキ作り、古民家を利用したイベント、史跡・文化財の探索など様々な文化活動が展開されている。

文化の担い手は常に市民である。その一人一人が主体的に生き生きと活動することにより豊かな文化の創造につながり、その活動を支援することが行政の役割である。

身近な自然を保護し、先人が育んできた歴史・文化を市史にまとめ、平和を願い、次世代の担い手とともに継承・活用する施策を推進し、その環境づくりに努める。

3 重点施策

自主的かつ主体的に、特色ある地域の文化活動の充実を図るため、文化財を保護し活用するとともに、名護市民が自らの歴史を記録し、地域文化を認識する資料として名護市史編さんを計画的に進める。また、教育普及活動にも努め地域づくりに役立てるため、次の施策を掲げて積極的に文化行政を推進する。

(1) 文化財の保全・活用

① 市内遺跡詳細分布調査の推進

文化庁の補助を得て実施している「市内遺跡詳細分布調査」は、これまでに主に基地内の調査を実施してきた。引き続き大規模な開発が予定されている地域の調査を行うとともに、主要遺跡である名護グスクについては平成 21 年度に引き続き地形測量調査を実施する。

② 埋蔵文化財保存活用整備事業の実施

これまでに実施してきた遺跡発掘調査で出土した遺物やその成果を整理して、教育現場や地域学習に活用するため資料等を作成し、文化庁・沖縄県の補助を得て講演会などを実施する。

③ ひんぷんガジュマルの風倒対策の実施

平成 14 年の台風で傾いた国指定の天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」は、これまで倒木の危険を避けるために支柱やワイヤーによる応急処置を施してきたが、依然、抜本的な倒木の危険性を取り除けない状況にある。平成 21 年度に実施した保存対策調査の結果をもとに中・長期的な保存対策を検討するとともに、本年度は台風襲来前の緊急対策

として風倒対策を実施する。

④ 重要文化財「津嘉山酒造所施設」の修復保存・活用計画の推進

津嘉山酒造所施設は、その規模と建築文化における価値に加え、沖縄本島北部における歴史的酒造所としての価値が相乗し、平成 21 年 6 月 30 日に国指定の重要文化財に指定された。しかし、築 80 年を経過した建物は老朽化が進行し、屋根とその部材の腐朽が著しく倒壊の危険にさらされているため、修復保存が緊急の課題となっている。平成 23 年度より修復保存事業に着手するため、所有者及び関係機関と連携しその保存修復計画を検討し、推進する。

⑤ 文化財巡り案内人養成講座の継続

現在、認定を受けた案内人が各地域で行われる文化財巡りなどで活躍中である。その案内人の技量向上のための講座を開催するほか、新たな案内人の認定を目指した講座も実施する。

⑥ 文化財の指定・登録

市内の各地には、戦跡を含め歴史的な価値を持つもの、保護が望まれる自然、継承されている文化など、様々な文化財が存在する。これら文化財を区民や所有者らとともに保存・継承するため、引き続き指定・登録の作業を推進する。

(2) 市史編さん事業の推進

① 市史本編・資料編の刊行を進める。

平成 22 年 1 月現在までに本編 11 巻中 6 巻、別巻 2 巻中 1 巻、資料編 12 冊中 10 冊を刊行している。

本年度は、本編 5 「出稼ぎと移民」の編さん作業の中で蓄積された資料、「移民名簿」ほかをまとめた「出稼ぎと移民 資料編」を刊行する。また、本編 3 「戦争」編のこれまでの聞き取り調査から貴重な証言をまとめた「語りつぐ戦争第 3 集」と羽地地区に残る古文書からみる近世の生活史を解説するシリーズである文献資料集 5 「土地租税制度 上」の刊行を目指す。

② 調査研究、映像記録の推進を図る。

本編 3 「戦争編」については、大浦崎収容所跡（現キャンプ・シュワブ）調査とも連携して引き続き市内収容所跡の聞き取り調査に取り組みながら、調査研究の集約に入っていく。同時に名護市に残る古文書からみる近世の生活史を解説するシリーズ「文献資料集」の調査研究に取り組む。本編 8 「芸能編」は、昨年度に引き続き原稿執筆・編集作業を進めるとともに、各区の豊年祭はじめ年中行事の今を映像記録していく。

③ 本編「戦後生活史編」を立ち上げる。

戦後の名護の歴史と文化を浮き彫りにすることを目指すものであり、多くの市民が経験してきた戦後の歩みを捉え直し、その経験を記録化し伝えていく作業に着手する必要がある。そのため、今年度は専門部会を

立ち上げ、編集内容や調査方法について審議していく。

④ 行政資料（歴史的文書）の収集整理を行う。

市史はこれまで合併以前の行政資料の中間保存庫（屋部支所）への収集整理等を進めてきたが、これらの整理・修復作業を引き続き行う。この作業は今後取り組まれる「戦後生活史編」「自然と人編」「通史編」の基礎資料として大きな意味を持つ。また、引き続き名護市文書取扱規程に基づき簿冊廃棄台帳から歴史的文書の収集を行っていく。

⑤ 教育普及活動を推進する。

「戦争編」と関連し、引き続き「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦」を企画する。本年度は南部戦跡めぐりの予定である。「市史セミナー」では「出稼ぎと移民編」の調査研究の成果を報告する。民話紙芝居はこれまでの10編製作の成果を踏まえ、市内の保育所・幼稚園等に貸し出し、広く市内の児童生徒に紹介していく。また、現在13区で取り組まれている字誌編さん事業とも互いに協力、連携していく。

第6 社会体育

1 目標

健康で心豊かな生活とスポーツの振興

2 基本方針

市民一人一人がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて日常生活の中にスポーツを取り入れ、健康の保持増進を図るとともに、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。そのためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を担い、生涯スポーツの施策を推進する必要がある。

また、国体をはじめとする全国大会や県大会等における本市出身選手の活躍は、市民に夢と感動を与え、青少年の健全育成や市勢の活性化に大きな役割を果たすことから、ジュニアを中心にトップアスリートの育成、強化並びに競技スポーツ団体の充実を図りながら競技スポーツを推進する。

さらに、スポーツを親しむすべての市民が、体力や年齢、目的等に応じて利用できる社会体育施設の整備充実を図るとともに、効果的、効率的な管理運営を推進する。

3 重点施策

いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

(1) 市民一人一人が気軽に親しむ生涯スポーツの推進

- ① 多様な生涯スポーツ事業を実施するとともに、体力づくり運動を推進する。
- ② 市民のスポーツニーズに対応するため、体育指導委員の資質向上を図るとともに、組織の強化に努める。
- ③ 青少年の体力向上及び健全育成を図るため、スポーツ少年団の組織化を推進する。
- ④ 地域の子どもと成人・高齢者が共に参加し、「健康づくりと地域づくり」をめざす総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

(2) 市民に夢と希望を与える競技スポーツの推進

- ① 名護市体育協会をはじめ、学校体育団体、各種競技スポーツ団体と連携を図り、スポーツ団体を育成するとともに、各種スポーツ競技の講習会等を開催し、トップアスリートの育成・強化と指導者の養成・確保に努める。
- ② 平成 22 年度全国高等学校総合体育大会の本市で開催される剣道競技と自転車競技（ロード）においては、高校生の熱意と創意を結集し、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会にするとともに、市民のスポ

ーツに対する意欲と関心をさらに高め、競技力の向上及び青少年の健全育成を図る。

(3) 社会体育施設の整備拡充と利用の推進

- ① 武道練習場の整備を推進する。
- ② 陸上競技場を核とした総合運動公園の整備を推進する。
- ③ 名護市B&G海洋センタープールの施設修繕及び長期保全計画を策定する。
- ④ 羽地ダム多目的広場の補修整備を行う。

第7 教育施設

1 目標

安全・安心な学校施設・地域コミュニティ拠点施設の充実

2 基本方針

学校施設は、児童生徒の学習の場として、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割をも果たすことから、老朽化した施設を改築し安全・安心な教育環境を充実させる。

学校給食施設は、児童生徒の心身の健全な発達、望ましい食習慣の形成に寄与することから、再整備計画を推進し給食の安定供給と施設の充実・効率化を図る。

社会教育施設は、地域住民の活動の拠点となることから、「字公民館建設（地域コミュニティ施設）に係る支援方針」に基づき、支援を推進する。

3 重点施策

学校施設・学校給食施設、社会教育施設の改築を行い施設・設備の充実を図る。

(1) 学校教育施設の整備

- ① 平成 24 年 4 月開校予定の小中一貫教育校に向け、校舎建設工事・運動場用地確保に着手する。
- ② 老朽化の著しい屋部小学校校舎の改築工事に着手する。
- ③ 老朽化で取壊した久辺小学校体育館の建設事業を推進する。

(2) 学校給食施設の整備

- ① 「名護市学校給食施設再整備基本計画」に基づき、老朽化した学校給食施設の再整備計画を推進する。

(3) 社会教育施設の整備

- ① 建替え要望のある地域公民館は、字公民館建設に係る支援方針に基づき整備を行う。
- ② 久志青年・成人・婦人会活動拠点となる久志多目的会館建設事業を推進する。

(4) 教育施設の維持管理

学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場・生活の場であるので、適切に管理し安全・安心な場所を提供する。

第8 中央公民館

1 目標

地域社会や市民ニーズに対応した公民館機能の充実

2 基本方針

中央公民館は、市民に身近な社会教育施設として、「集い」「学び」「つなぐ」機能をさらに充実させ、生涯学習機会の提供や家庭教育の充実、地域公民館との連携事業を通して、地域の教育力の向上に資する人材の育成に取り組み、あらゆる世代の学習・交流・活動の拠点となるよう、公民館機能の拡充を図る。

3 重点施策

生涯学習関連施設や地域公民館、社会教育団体等との連携を図りながら、社会の変化に対応した各世代の学習ニーズの把握に努め、個人の要望と社会の要請のバランスを考慮した事業を展開し、地域活動を支援する人材育成に努めるとともに、生涯学習社会の構築を目指す。

(1) 生涯学習機会の充実

市民の学習要求に対応した学習機会を提供するとともに、自主的な団体活動を支援し、相互の交流の場としての施設の整備・拡充に努める。

- ① 専門的技能をもった地域の人材を活用し、子どもや親が体験的に学ぶ場として公民館講座を実施する。
- ② 中央公民館を拠点に活動するサークル団体が、自主的に活動できるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会を、サークル団体と協働で提供する。
- ③ あらゆる世代にとって身近で、利用しやすい学習拠点として、老朽化した施設の環境美化や維持管理に努める。

(2) 家庭教育の充実

乳幼児期、学童期、思春期における発達段階に応じた子どもの心を理解し、親の責任と役割を学び、子育ての課題や悩みを解消するため、課題別子育て講座を市内の保育所、小中学校等と連携しながら実施する。

- ① 働く親も学習することが可能な時間帯を工夫し、乳幼児期講座・学童期・思春期講座を出前講座として実施する。
- ② 広報活動として、子育て応援メールマガジン（毎月）を配信する。

(3) 環境教育の充実

社会の要請といわれるような課題について公民館なりに提案し、市民と一緒に考えて考える機会を提供し、継続して学習ができるように努める。

- ① 公民館運営審議会にて提案のあった内容や、地域の要望等を参考にしながら、健康、環境、科学技術、まちづくりなどの課題に対してプログラ

ムを作成し、実施していく。

(4) 地域公民館との連携

地域子ども会、老人会、青年会、婦人会等、社会教育団体等の情報を共有し、その活動を支援し、地域住民が気軽に集える生涯学習の拠点としての地域公民館の役割を充実させる。

- ① 名護市公民館連絡協議会と連携し、公民館活動を支える人材を育成するため、公民館職員等研修会を実施する。
- ② 中央公民館で活動するサークル団体の舞台発表を「名護市福祉まつり」等と連携して行い、活動の場を地域に広げていけるよう支援する。
- ③ 地域や各種団体の要望（講座提案）を受けて、地域移動講座を実施する。

第9 中央図書館

1 目標

「図書館は市民の本棚、暮らしの中に図書館を！」

2 基本方針

名護市全域にサービスを提供し、乳児から高齢者まですべての市民に開かれた図書館として、「市民に役立つ図書館」を目指す。そして、サービスの充実を図り、豊富で多種多様な図書館資料・情報を揃え、読書環境の充実に努める。

3 重点施策

中央図書館・羽地地区センター図書室では、利用者からの図書、その他資料等の要求に応えられるよう、窓口サービスや図書資料の充実に努める。また、おはなし会、講演会等を開催し、読書の楽しさや学ぶ機会を提供していく。

本館から離れた地域の読書活動推進については、移動図書館サービスや広報等により、資料・情報の提供を行う。

(1) 図書館サービスの充実

市民が利用しやすいように、図書館の窓口サービスを適正に行い、図書資料・情報提供を積極的に行う。また、図書館の施設を利用し、児童生徒に読書の楽しさを伝え、市民やボランティアに学ぶ機会を提供する。

【窓口サービス】

- ① 図書館サービスの基本である貸出を中心に、登録、返却、レファレンス（読書案内）、リクエスト（予約）サービス等を充実させる。
- ② 保育園児・児童生徒の施設見学を推進し、図書館施設を理解させ活用してもらえるように努める。
- ③ 図書館便りやホームページ等で広報活動を行い、利用促進を図る。

【図書館資料の充実】

- ① 図書購入の際は、蔵書の分類の調和、今日の社会的課題や利用者のリクエスト等を参考にする。
- ② 地域資料（特に沖縄県・名護市・やんばる）を積極的に収集し、提供する。

【おはなし会・講演会の開催】

- ① 職員とボランティアによるおはなし会や上映会を開催する。
- ② 講座や講演会等の開催により市民の学ぶ機会を作り、学習意欲を高めるとともに、ボランティアや職員のスキルアップを図る。

(2) 羽地地区センター図書室の充実

地域住民と連携をとり、図書室の利用促進を図る。

- ① 地域の読み聞かせボランティアの活動を推進し、読み聞かせ等のイベントを図書室と共同で行う。
- (3) 移動図書館（がじまる号）の利用促進
 - 本館を日常的に利用できない地域の小中学校、保育所、地域公民館をステーションとして巡回する。
 - ① 学校や地域への巡回を計画し、連携を図りながら読書活動に役立てる。
 - ② 読み聞かせ等により読書習慣を推進していく。
- (4) 学校図書館・地域とのネットワークの強化
 - 学校図書館、地域、中央図書館の連携を図り、市民の読書習慣の推進に取り組む。
 - ① 図書館ホームページや館だよりにより学校図書館や地域公民館へ資料・情報の提供を行う。
 - ② 学校図書館司書等と研修を通して、交流・連携を図る。
 - ③ 地域公民館等と連携を図り、情報の提供や地域資料の収集を行う。

第10 博物館

1 基本目標

「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマにした生涯学習の拠点としての博物館

2 基本方針

博物館が、生涯学習活動の拠点の一つであることは、開館当初から今日にいたるまで市民に認識されているが、家庭・地域・学校のさらなる連携が求められている今日、より積極的な支援を目指して、新博物館の建設を市民協働で推進し、博物館が持つ4つの機能（①展示、②資料収集・保管、③教育普及活動、④調査研究）をフルに生かして、時代のニーズに対応していく。

3 重点施策

生涯学習の拠点としての博物館の機能を生かすとともに、時代のニーズに対応する博物館を目指し、以下の施策を実施する。

(1) 新博物館建設の推進

下記の六つの理念に基づいて新名護博物館（仮称）建設に向け、基本計画（施設計画）を策定する。

- ① 名護・やんばるのくらしと自然を表現する博物館
- ② 過去と未来のくらしを考える博物館
- ③ みんなで造る博物館
- ④ 集め・考え・守り育てる博物館
- ⑤ 名護・やんばるの情報をつたえる博物館
- ⑥ 夢がひろがる博物館

(2) 資料収集活動の充実

新名護博物館基本構想及び基本計画（活動計画）に基づき、より充実した資料の収集活動を行う。

(3) 調査・研究の充実

名護・やんばるを対象に地域の課題も含め、市民及び他の研究（者）機関との連携を密にした調査・研究活動を行う。

(4) 教育普及活動の推進

「ぶりでい子ども博物館」をはじめ、自然観察会やものづくり等、参加・体験型の講座を充実させる。企画展は「幸地川の自然」（仮称）を行う。

(5) 学校及び地域との連携

主に小学校4年生の「昔の道具を調べる」等の授業や「総合学習」による博物館の活用を促し、積極的に対応する。また、地域との連携を密にして、名護・やんばるの各字の地域文化資源を掘り起こす。

(6) 市民協働の推進

「博物館友の会」「ものづくり塾」等、博物館を拠点として活動している各種市民サークルとの連携し、市民参加による博物館づくりを推進する。

第11 市民会館

1 目標

「感性」「完成」「歓声」の響く市民会館

2 基本方針

近年、高齢化・少子化の進行、国際化や情報化技術の発展など日々進展し続ける社会情勢の中で、文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と位置付けているように、地域社会における文化政策は、芸術文化のもつ創造力、集客力、発信力等が経済、観光や社会に多様な影響を与えることから、戦略的なまちづくり政策の一環として取り組まれている。国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行し、文化芸術振興に関する国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域の特性に応じた自主的かつ主体的な文化芸術施策を地方公共団体に求めている。

文化に係るすべての営みにおいて「人」が基本となり、豊かな文化を生み出しはぐくむのも「人」であり、これを享受するのも「人」である。文化の担い手が一人ひとりの市民であることを認識し、市民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する。

市民会館を「発表の場」のみならず、「育成の場」として、「地域密着型」「市民参加型」を基本とし、点から面へ、活発に創造的活動ができる公共ホール創りを目指す。

3 重点施策

地域の持つ潜在能力を引き出し、芸術文化を創造・発信する上で中核的な役割を担う場づくりや、そこで展開する様々な芸術文化事業等によるまちのにぎわいの創出、都市景観づくり等を広くまちづくりにつなげ、特色と風格のある文化的中枢エリアの形成を進める。

(1) 心を拓く芸術文化活動の推進

- ① 市民の主体的な芸術文化活動と積極的な地域への支援と文化を生かしたまちづくりなどを戦略的に行う。また、従来の芸術文化政策を単に継続するだけでなく、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や政策の進行状況等を踏まえ、多くの市民が芸術文化の創造の芽をはぐくみ、自己実現を図る環境づくりを形成する。
- ② 子どもが持つ優れた感性とそれぞれの個性を伸ばし、情操豊かな人間をはぐくむため、学校における芸術文化活動への支援（アウトリーチ事業）と文化活動や芸術文化鑑賞会の充実についての提言と支援をする。
- ③ 将来の文化を担う青少年に、幅広い分野にわたり優れた芸術文化を体験させる事業を展開するとともに、次代の文化の担い手（指導者）を育成する。

- ④ 若手芸術家等の支援や後継者育成により、芸術文化の裾野の拡大を図り、育成された人材が持続的な活動を行い、市民の芸術文化活動に貢献できる環境を整える。
- (2) 市民会館を拠点とした芸術文化活動の推進
- ① 充実した機能（時代のニーズに沿った機器）と規模を備えた施設として整備する。
 - ② 築 25 年を経過した施設の安全で快適な整備に努める。
 - ③ スタッフの専門性と企画運営力など資質の向上を図るとともに、文化情報の提供発信を積極的に行いながら、地域における文化振興の中核施設として市民の利用しやすい管理運営を推進する。
 - ④ 市民会館が公立文化施設として今後も芸術文化活動をより活性化させるため、館の設置目的理念を念頭に置き、体制の検証を行う必要がある。